

益城町公の施設のあり方検討委員会委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、益城町公の施設のあり方検討委員会公募委員（以下「公募委員」という。）の公募方法、選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員数)

第2条 公募委員は、2名以内とする。

(任期)

第3条 公募委員の任期は、委嘱した日から町長に答申した日までとする。

(応募の資格)

第4条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる各号を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 令和6年5月1日現在で満18歳以上の者
- (3) 平日昼間に開催する益城町公の施設のあり方検討委員会に出席できる者
- (4) 国や地方公共団体の議会議員でない者
- (5) 常勤の国家公務員や地方公務員でない者

(募集期間等)

第5条 募集期間は、令和6年5月1日から令和6年5月20日までとする。

2 募集の広報は、広報ましき、益城町ホームページへの掲載等により行なう。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募しようとする者は、益城町公の施設のあり方検討委員会公募委員応募申込書を提出するものとする。

2 応募は、電子メール、郵送、持参、益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年益城町条例第2号）及び益城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年益城町規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法で行なうものとし、令和6年5月20日午後5時までに益城町福祉課地域福祉係に到達するように提出しなければならない。

(選考委員会の設置)

第7条 公募委員の適正な選考を行なうため、益城町公の施設のあり方検討委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(選考方法等)

第8条 公募委員の選考は、第6条に基づき提出のあった書類審査により行うものとし、選考基準（別表2）により評価して選考する。

2 前項により評価した結果、平均合計点が同点数の者が複数名いる場合は、選考委員の協議により決定する。

(定数に達しなかったときの措置)

第9条 公募委員の募集を行った場合において、応募者が定数に満たない場合又は選考の結果、定数に満たないこととなった場合は、選考委員会で協議の上、公募によらない方法により委員を選考することができる。

(選考結果の通知)

第10条 選考結果は、応募者に対して通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

提出先・問い合わせ先

〒861-2295 益城町宮園702

益城町役場 福祉課 地域福祉係

電話 096-234-6113

電子メール tiikifukushi@town.mashiki.lg.jp

別表 1 (第 7 条関係)

	職 名
1	副町長
2	政策審議監
3	総務課長
4	企画財政課長
5	福祉課長

別表 2 (第 8 条関係)

益城町公の施設のあり方検討委員会公募委員選考基準

(1) 選考委員会は、公募委員の選考にあたって、提出された「益城町公の施設のあり方検討委員会公募委員」応募申込書において、(2) の評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

(2) 評価項目及び評点

経歴や社会活動歴などに関する評価項目	評点
① 審議内容に関連する職歴や経歴があるか	6 4 3 2 0
② 地域の活動等に積極的に参加しているか	6 4 3 2 0
「応募の動機」や「今後の公の施設のあり方や管理運営方法等についてのご自身の考え」に関する評価項目	評点
③ 意欲、熱意が感じられるか	6 4 3 2 0
④ 応募動機に個人的利害等不純な点はないか	6 4 3 2 0
⑤ 公の施設に係る「公益性」「経営的」な観点及び施設の「必要性」「妥当性」「公平性」に関する理解や知識があるか	6 4 3 2 0
⑥ 健全な財政運営を図る必要性に関する理解があるか	6 4 3 2 0
⑦ 自己の考え方をもち、客観的に意見が表明できるか	6 4 3 2 0
⑧ 課題や問題を的確に捉え、意見が論理的で説得力があるか	6 4 3 2 0
⑨ 先見性や創造性があるか	6 4 3 2 0
合計点	点 / 54

【配点基準】

評 価	点 数
非常に優れている	6 点
優れている	4 点
普 通	3 点
劣っている	2 点
劣 る	0 点

(3) 採点方法

ア (2) の評価項目及び評点を 54 点満点により採点し、その得点順位の高いものから選考する。

イ 平均合計点が満点の 50 パーセント未満 (27 点未満) の者については、委員として選考しない。